

# 大分県報

令和元年  
八月一日  
号外（二三）

（木曜日）

## 目次

### 条 例

大分県職員定数条例の一部改正	一
職員の日休暇及び勤務時間等に関する条例等の一部改正	一
会計年度任用職員の報酬等に関する条例の制定	二
職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正	六
大分県使用料及び手数料条例の一部改正	六
大分県税条例等の一部改正	一七
大分県税特別措置条例の一部改正	三二
大分県病院事業に係る料金条例の一部改正	三三
大分県工業用水道事業の給水に関する条例の一部改正	三四
大分県農業文化公園の設置及び管理に関する条例の一部改正	三四
大分県中央飛行場の設置及び管理に関する条例の一部改正	三四
大分県国立研究開発法人森林研究・整備機構事業特別徴収金徴収条例の廃止	三四
大分県森林環境譲与税基金条例の制定	三四
大分県漁港管理条例の一部改正	三五
大分県道路路占用料徴収条例の一部改正	三六
大分県河川プレジャーボート等係留施設の設置及び管理に関する条例の制定	三六
河川の流水占用料等の徴収に関する条例の一部改正	三八
海岸の占用料等及び海底の土地の使用料等の徴収に関する条例の一部改正	三八
大分県港湾施設管理条例等の一部改正	三九
大分県入港料条例の一部改正	四三
港湾区域等における占用料及び土砂採取料の徴収に関する条例の一部改正	四三
大分県砂防設備使用料等徴収条例の一部改正	四四
大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部改正	四四

## ○条 例

大分県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和元年八月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

### 大分県条例第二号

#### 大分県職員定数条例の一部を改正する条例

大分県職員定数条例（昭和二十四年大分県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「七〇八人」を「七一八人」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

職員の日休暇及び勤務時間等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年八月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

### 大分県条例第三号

#### 職員の日休暇及び勤務時間等に関する条例等の一部を改正する条例

（職員の日休暇及び勤務時間等に関する条例の一部改正）

第一条 職員の日休暇及び勤務時間等に関する条例（昭和二十六年大分県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第十五条の二の次に次の一条を加える。

（正規の勤務時間以外の時間における勤務）

第十五条の二の二 任命権者は、人事委員会（労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）別表第一第一号から第十号まで及び第十三号から第十五号までに掲げる事業にあつては労働基準監督署長）の許可を受けて、正規の勤務時間以外の時間において職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の收受を目的とする勤務その他の任命権者が定める断続的な勤務（以下この条において「断続的勤務」という。）をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として任命権者が定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において断続的勤務をすることを命ずることができる。

2 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において職員に断続的勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として任命権者が定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において断続的勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

3 前項に規定するもののほか、正規の勤務時間以外の時間において職員に断続的勤務以外の勤務をすることを命ずることができる時間数の上限その他の必要な事項は、任命権者が定める。

（学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の一部改正）

**第二条** 学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例（昭和三十二年大分県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第十三条の二の次に次の一条を加える。

（正規の勤務時間以外の時間における勤務）

**第十三条の二の二** 任命権者は、人事委員会（労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）別表第一第一号から第十号まで及び第十三号から第十五号までに掲げる事業にあっては労働基準監督署長）の許可を受けて、正規の勤務時間以外の時間において職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の收受を目的とする勤務その他の県教育委員会が定める断続的な勤務（以下この条において「断続的勤務」という。）をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として認められる場合として県教育委員会が定める場合を除き、正規の勤務時間以外の時間において職員に断続的勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として県教育委員会が定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において断続的勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

3 前項に規定するもののほか、正規の勤務時間以外の時間において職員に断続的勤務以外の勤務をすることを命ずることができる時間数の上限その他の必要な事項は、県教育委員会が定める。

附則第三項を次のように改める。

（読替規定）

3 市町村立学校職員に対する第四条、第五条、第七条、第九条から第十二条まで及び第

十三条（第二項から第四項までを除く。）から第十三条の四までの規定の適用については、これらの規定中「任命権者」とあるのは「市町村教育委員会」と、第十三条の二の二中「人事委員会」とあるのは「人事委員会（人事委員会を置かない市町村においては、当該市町村の長）」とする。

**附則**

この条例は、公布の日から施行する。

会計年度任用職員の報酬等に関する条例をここに公布する。

令和元年八月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第四号

**会計年度任用職員の報酬等に関する条例**

（趣旨）

**第一条** この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三条の二第五項及び第二百四条第三項並びに地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十四条第五項の規定に基づき、同法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）に対する報酬、費用弁償、給料及び手当に関し必要な事項を定めるものとする。

（報酬等）

**第二条** 地方公務員法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員に対しては、報酬及び期末手当を支給する。ただし、当該職員のうち、任期が六箇月未満のものその他の任命権者が定めるものにあつては、期末手当は支給しない。

2 報酬の額は、月額、日額又は時間額で定めるものとする。

3 報酬の額は、次項、第五項又は第六項の規定により決定した報酬の基本額及びその基本額に職員の給与に関する条例（昭和三十三年大分県条例第三十九号。以下「給与条例」という。）第十三条の二第二項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額（月額の報酬にあつてはその額に百円未満、日額及び時間額の報酬にあつてはその額に十円未満の端数を生じたときは、これらをそれぞれ四捨五入して得た額）の合計額とする。

4 月額の報酬を受ける第一項の職員の報酬の基本額は、勤務一月につき、別表に掲げる職種の区分に応じ、同表に定める月額（給与条例第十一条の二第一項第一号及び第三号に掲げる職にあつては、当該月額にそれぞれ当該各号に掲げる額を加えた額。次項及び第六項

において同じ。)に、その者について定められた一週間当たりの勤務時間を三十八・七五で除して得た数を乗じて得た額(その額に百円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入して得た額)を超えない範囲内で任命権者が定める基準により決定する。

5 日額の報酬を受ける第一項の職員の報酬の基本額は、勤務一日につき、別表に掲げる職種の区分に応じ、同表に定める月額を二十一で除して得た額に、その者について定められた一日当たりの勤務時間を七・七五で除して得た数を乗じて得た額(その額に十円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入して得た額)を超えない範囲内で任命権者が定める基準により決定する。

6 時間額の報酬を受ける第一項の職員の報酬の基本額は、勤務一時間につき、別表に掲げる職種の区分に応じ、同表に定める月額を二十一で除して得た数を七・七五で除して得た額(その額に十円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入して得た額)を超えない範囲内で任命権者が定める基準により決定する。

7 報酬の額は、一般職の常勤職員の給与との権衡を考慮して定めなければならない。

8 第二項から前項までに規定するもののほか、第一項の職員に対しては、一般職の常勤職員に支給される時間外勤務手当に相当する報酬を任命権者が定めるところにより支給する。

(費用弁償)

第三条 前条第一項の職員が給与条例第十三条の六第一項の職員たる要件を具備するに至ったとき及び公務のため旅行したときは、それらの費用を弁償する。

2 費用弁償の額は、一般職の常勤職員に支給される通勤手当及び旅費の額との権衡を考慮して任命権者が定める。

(給料等)

第四条 地方公務員法第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員に対しては、給料、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当及び期末手当を支給する。ただし、当該職員のうち、任期が六箇月未満のものその他の任命権者が定めるものにあつては、期末手当は支給しない。

2 給料の額は、勤務一月につき、別表に掲げる職種の区分に応じ、同表に定める月額を超えない範囲内で任命権者が定める基準により決定する。

3 給料の額は、一般職の常勤職員の給料との権衡を考慮して定めなければならない。

(支給)

第五条 会計年度任用職員の報酬、費用弁償、給料及び手当(第二条第一項及び前条第一項に規定する手当に限る。次条及び第七条において同じ。)の支給については、前三条に規

定するもののほか、一般職の常勤職員の例による。ただし、報酬の額を日額又は時間額で定める者に対する報酬は、その都度又は支給事由の生じた月の分を翌月十日以後に支給する。

(減額)

第六条 会計年度任用職員の報酬、給料及び手当の減額については、一般職の常勤職員の給与の減額の例に準じて任命権者が定める。

(特例)

第七条 職務の特殊性等を考慮して任命権者が定める会計年度任用職員の報酬、費用弁償、給料及び手当については、第二条から前条までの規定にかかわらず、一般職の常勤職員との権衡、その者の職務の特殊性等を考慮して任命権者が決定する。

(委任)

第八条 この条例の施行に関し必要な事項は、任命権者が定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。ただし、附則第七項中職員の退職手当に関する条例(昭和二十八年大分県条例第百五号)附則第三十九項の改正規定及び附則第十二項の規定は、公布の日から施行する。

(職員等の旅費に関する条例の一部改正)

2 職員等の旅費に関する条例(昭和二十六年大分県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

第三十五条を次のように改める。

(別に条例で定める事項)

第三十五条 地方公務員法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員に対して支給する旅行に係る費用弁償については、別に条例で定める。

(職員等の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の一部改正)

3 職員等の休日休暇及び勤務時間等に関する条例(昭和二十六年大分県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

第十六条中「臨時又は非常勤の職員(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。)」で、この条例に対する特例を必要とするものを「地方公務員法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員又は臨時的任用職員」に改める。

(職員等の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部改正)

4 職員等の分限に関する手続及び効果等に関する条例(昭和二十六年大分県条例第五十四

号)の一部を次のように改正する。

第六条に次の一項を加える。

4 法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員に対する第一項の規定の適用については、同項中「三年を超えない」とあるのは「法第二十二條の二第二項の規定に基づき任命権者が定める任期の」とする。

(職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

5 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和二十六年大分県条例第五十五号)の一部を次のように改正する。

第四條中「月額」の下に「(法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員にあつては、報酬(会計年度任用職員の報酬等に関する条例(令和元年大分県条例第四号)第二條第三項の報酬の基本額に相当する部分に限る。)の月額(日額又は時間額の報酬を受ける職員にあつては、月額に相当する額)」を加える。

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

6 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和二十八年大分県条例第五十二号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「昭和二十五年法律第二百六十一号」の下に「第二十二條の二第一項の規定により採用されたもの(以下「会計年度任用職員」という。)、同法」を加える。

第十二條の二の見出し中「適用除外」を「適用除外等」に改め、同條中第二項を第五項とし、第一項を第四項とし、同條に第一項から第三項までとして次の三項を加える。

第三條の二から第四條まで、第四條の四、第四條の六、第五條、第七條、第八條、第九條、第九條の二、第十一條及び前條の規定は、会計年度任用職員には適用しない。

2 前項の規定にかかわらず、地方公務員法第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員のうち、常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は管理規程により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が十八日以上ある月が引き続き十二箇月を超えるに至つたもので、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものに対して退職手当を支給する。

3 第十條の規定は、会計年度任用職員のうち、任期が六箇月未満のものその他の企業局長が定めるものには適用しない。

第十六條を削り、第十七條を第十六條とする。

附則に次の一項を加える。

4 第十二條の二第二項に規定する職員以外の地方公務員法第二十二條の二第一項第二号

に掲げる職員の第十二條の二第二項に規定する勤務した月が引き続き六箇月を超えるに至つた場合には、当分の間、その者を同項の職員とみなして、この条例の規定を適用する。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

7 職員の退職手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第二條に次の一項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、地方公務員法第二十二條の二第一項第一号に掲げる者及び同法第二十八條の四第一項の規定により採用された者には退職手当を支給しない。

第二十條を削り、第二十一條を第二十條とする。

附則第三十九項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、附則に次の一項を加える。

40 第二條第二項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者の同項に規定する勤務した月が引き続き六月を超えるに至つた場合には、当分の間、その者を同項の職員とみなして、この条例の規定を適用する。この場合において、その者に対する第三條から第五條の二まで、第六條及び第六條の二の規定による退職手当の額は、これらの規定により計算した退職手当の額の百分の五十に相当する金額とする。

(附属機関の委員等の報酬及び費用弁償条例の一部改正)

8 附属機関の委員等の報酬及び費用弁償条例(昭和三十一年大分県条例第七十四号)の一部を次のように改正する。

第一條中「第二十三條の二第四項」を「第二十三條の二第五項」に改める。

(学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の一部改正)

9 学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例(昭和三十二年大分県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第十四條中「臨時又は非常勤の職員(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。)」で、この条例に対する特例を必要とするものを「地方公務員法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員又は臨時的任用職員」に改める。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

10 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第二十五條を次のように改める。

(会計年度任用職員の給与)

第二十五條 地方公務員法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員の給与については、別に条例で定める。

別表第一の備考中「ただし、臨時職員及び非常勤職員を除く。」を削る。

(技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

11 技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和三十三年大分県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

第十二条の二の見出し中「適用除外」を「適用除外等」に改め、同条第二項中「(以下「任期付短時間勤務職員」という。)」を削り、同項を同条第五項とし、同条第一項中「(以下「再任用職員」という。)」を削り、同項を同条第四項とし、同条に第一項から第三項までとして次の三項を加える。

第三条の二、第四条、第四条の四、第四条の六から第五条の三まで、第七条から第九条まで、第十一条及び前条の規定は、地方公務員法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。))には適用しない。

2 前項の規定にかかわらず、地方公務員法第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員のうち、常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が十八日以上ある月が引き続いて十二箇月を超えるに至つたもので、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものに対して退職手当を支給する。

3 第十条の規定は、会計年度任用職員のうち、任期が六箇月未満のものその他の任命権者が定めるものには適用しない。

第十五条を削り、第十六条を第十五条とする。

附則に次の一項を加える。

4 第十二條の二第二項に規定する職員以外の地方公務員法第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員の第十二條の二第二項に規定する勤務した月が引き続いて六箇月を超えるに至つた場合には、当分の間、その者を同項の職員とみなして、この条例の規定を適用する。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

12 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和四十八年大分県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

附則別表中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に、「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改める。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

13 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年大

分県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号中「第二十二條第一項」を「第二十二條」に改める。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

14 職員の育児休業等に関する条例(平成四年大分県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第二条の三第二号中「この条」の下に「及び次条」を加える。

第七条第二項中「している職員」の下に「(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。))を除く。」を加える。

第八条中「した職員」の下に「(会計年度任用職員を除く。)」を加える。

第二十二條の表の第二十五條の項を削る。

第二十四條第二号中「(昭和二十五年法律第二百六十一号)」を削る。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

15 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十四年大分県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号及び第十一条第三号中「第二十二條第一項」を「第二十二條」に改める。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

16 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十五年大分県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

第八条第三項中「、第二十三條の四並びに第二十五條」を「並びに第二十三條の四」

に、「第十六條第二項及び第二十五條」を「及び第十六條第二項」に改める。

(人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

17 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成十七年大分県条例第八号)の一部を次のように改正する。

第二条中「臨時的に任用される職員及び非常勤職員(法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)」を「非常勤職員(法第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員及び法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)」及び臨時的に任用される職員」に改める。

(大分県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

18 大分県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成十八年大分県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「昭和二十五年法律第二百六十一号」の下に「第二十二条の二第一項の規定により採用されたもの（以下「会計年度任用職員」という。）、「同法」を加える。  
 第二十三条の見出し中「適用除外」を「適用除外等」に改め、同条中第二項を第五項とし、第一項を第四項とし、同条に第一項から第三項までとして次の三項を加える。  
 第五条、第七条、第九条、第十一条、第十八条、第二十条及び前条の規定は、会計年度任用職員には適用しない。

2 前項の規定にかかわらず、地方公務員法第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員のうち、常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は管理規程により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が十八日以上ある月が引き続いて十二箇月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものに対して退職手当を支給する。

3 第十九条の規定は、会計年度任用職員のうち、任期が六箇月未満のものその他の病院局長が定めるものには適用しない。  
 第二十三条に次の一項を加える。

6 第四条から第七条まで、第九条及び第二十条の規定は、特定任期付職員には適用しない。  
 第二十八条及び第二十九条を削り、第三十条を第二十八条とする。  
 附則に次の一項を加える。

6 第二十三条第二項に規定する職員以外の地方公務員法第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員の第二十三条第二項に規定する勤務した月が引き続いて六箇月を超えるに至った場合には、当分の間、その者を同項の職員とみなして、この条例の規定を適用する。

別表（第二条、第四条関係）

職種	月額
医師及び歯科医師	給与条例別表第三医療職給料表イ医療職給料表(一)に定める一級における最高の号給の給料月額
薬剤師、獣医師、栄養士その他の任命権者が定める職	給与条例別表第三医療職給料表ロ医療職給料表(二)に定める一級における最高の号給の給料月額
前記以外の職	給与条例別表第一行政職給料表に定める一級における最高の号給の給料月額

職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
 令和元年八月一日

大分県条例第五号

職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当支給条例（昭和二十六年大分県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「口蹄疫」を「口蹄疫、豚コレラ」に改める。  
 第十一条第二項の表の第十六号の作業の項中「皇后」の下に「上皇、上皇后」を加え、「若しくは皇太子妃」を「皇太子妃、皇嗣若しくは皇嗣妃」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の職員の特殊勤務手当支給条例第四条第一項第二号の規定は、平成三十一年二月十八日から適用する。

大分県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
 令和元年八月一日

大分県条例第六号

大分県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

大分県使用料及び手数料条例（昭和三十一年大分県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の大分県消費生活・男女共同参画プラザの項中

八、〇〇〇円	八、一五〇円
一〇、七〇〇円	一〇、九〇〇円
八、〇〇〇円	八、一五〇円
四、〇〇〇円	四、〇五〇円
五、三五〇円	五、四五〇円
四、〇〇〇円	四、〇五〇円

を

八、〇〇〇円	八、一五〇円
一〇、七〇〇円	一〇、九〇〇円
八、〇〇〇円	八、一五〇円
四、〇〇〇円	四、〇五〇円
五、三五〇円	五、四五〇円
四、〇〇〇円	四、〇五〇円

に、「一、八五〇円」を「一、九〇〇円」

大分県知事 広 瀬 勝 貞

円」に、「三七〇円」を「三八〇円」に、「五九〇円」を「六〇〇円」に、「二、四五〇円」を「二、五〇〇円」に改め、同表の大分県立大分高等技術専門校大分職業訓練センターの項中「四一〇円」を「四二〇円」に、「八二〇円」を「八四〇円」に、

六二〇円
一、八五〇円

を

六三〇円
一、九〇〇円

に改め、同表の大分県林業研修所の項中

「八三〇円」を「八五〇円」に、「二、七五〇円」を「二、八〇〇円」に改め、同表の大分県青少年の森の項中「二、四五〇円」を「二、五〇〇円」に、「二〇〇円」を「二一〇円」に、

四、六〇〇円
二、六五〇円

を

四、七〇〇円
二、七〇〇円

に改め、同表の大分県平成森林公園の項

二〇〇円
四一〇円
六、五〇〇円

を

二一〇円
四二〇円
六、六〇〇円

に、

一、六〇〇円
二、四五〇円
三、一五〇円
三、二五〇円
四、三〇〇円
五、四〇〇円
一〇、八〇〇円

を

一、六五〇円
二、五〇〇円
三、二〇〇円
三、三〇〇円
四、三五〇円
五、五〇〇円
一一、〇〇〇円

に改め、同表の大洲総合運動公園の項中

「三、一〇〇円」を「三、一五〇円」に、

「二、一五〇円」を「二、二〇〇円」に、

一八〇円
一八〇円
八、一五〇円
五三、七〇〇円
二、三五〇円
六二〇円
二、七〇〇円
二、二〇〇円
一一、〇〇〇円
三七、二〇〇円
二四、九〇〇円
一八、六〇〇円
一一、八〇〇円
八、九五〇円
六、五〇〇円
四、〇〇〇円
五、二〇〇円
一三三、〇〇〇円
八七〇円
七二〇円

を

一九〇円
一九〇円
八、三〇〇円
五四、七〇〇円
二、四〇〇円
六三〇円
二、七五〇円
二、二五〇円
一一、二〇〇円
三七、九〇〇円
二五、四〇〇円
一八、九〇〇円
一三、一〇〇円
九、一五〇円
六、六〇〇円
四、〇五〇円
五、三〇〇円
一三五、〇〇〇円
八九〇円
七三〇円

に、「七五〇円」を「七六〇円」に、

に、

三八〇円
一九〇円
七七〇円

を

三九〇円
二〇〇円
七八〇円

ハーモニーパークの項中

三八〇円
一、五五〇円

五一〇円
一、四五〇円
二、九五〇円
二、七〇〇円

一八〇円
一八〇円
八、一五〇円

一八〇円
一九〇円
八、一五〇円

五八、八〇〇円
一四、五〇〇円
二、三五〇円
二九、六〇〇円
一四、八〇〇円

三九〇円
一、六〇〇円

五二〇円
一、五〇〇円
三、〇〇〇円
二、七五〇円

一九〇円
一九〇円
八、三〇〇円

一九〇円
一九〇円
八、三〇〇円

五九、九〇〇円
一四、八〇〇円
二、四〇〇円
三〇、二〇〇円
一五、一〇〇円

「一九、〇〇〇円」を「一九、四〇〇円」に、

に改め、同表の大分スポーツ公園の項中

に改め、同表の高尾山自然公園の項及び

「一八十二回 一、〇〇〇円」

「一八十二回 一、〇五〇円」

に、

照明設備					
一、五〇〇 ルクス一時 間	七五〇ルク ス一時間	五〇〇ルク ス一時間	三五〇ルク ス一時間	二〇〇ルク ス一時間	一五〇ルク ス一時間
二〇、八〇〇円	一〇、五〇〇円	八、一五〇円	六、二五〇円	五、四〇〇円	三、九五〇円

を

照明設備					
二、〇〇〇 ルクス一時 間	一、五〇〇 ルクス一時 間	七五〇ルク ス一時間	五〇〇ルク ス一時間	三五〇ルク ス一時間	二〇〇ルク ス一時間
二一、九〇〇円	二一、二〇〇円	一〇、七〇〇円	八、三〇〇円	六、四〇〇円	四、〇五〇円

に、

大型映像装置 一時間 一三、四〇〇円

大型映像装置 一時間 一三、六〇〇円

二七、六〇〇円
四一〇円

を

二八、一〇〇円
四二〇円

「三、七〇〇円」を「三、七五〇円」に、

一室一時間 二〇〇円

一室一時間 一五、四〇〇円

一室一時間 一五、七〇〇円

に、「四六〇円」を「四七〇円」に、



円」に、	<table border="1"> <tr><td>三、一〇〇円</td><td>九、二五〇円</td><td>三、九五〇円</td><td>二、一五〇円</td></tr> </table>	三、一〇〇円	九、二五〇円	三、九五〇円	二、一五〇円	<table border="1"> <tr><td>一組一日</td><td>二〇〇円</td></tr> </table>	一組一日	二〇〇円	〇円」に、	<table border="1"> <tr><td>八二〇円</td><td>四一〇円</td><td>一五〇円</td></tr> </table>	八二〇円	四一〇円	一五〇円	円」に、	<table border="1"> <tr><td>三、一〇〇円</td><td>五六〇円</td><td>一、〇〇〇円</td><td>七七〇円</td><td>六二〇円</td><td>一三、〇〇〇円</td></tr> </table>	三、一〇〇円	五六〇円	一、〇〇〇円	七七〇円	六二〇円	一三、〇〇〇円	<table border="1"> <tr><td>九、三五〇円</td><td>六、六〇〇円</td><td>二、七五〇円</td></tr> </table>	九、三五〇円	六、六〇〇円	二、七五〇円
三、一〇〇円	九、二五〇円	三、九五〇円	二、一五〇円																						
一組一日	二〇〇円																								
八二〇円	四一〇円	一五〇円																							
三、一〇〇円	五六〇円	一、〇〇〇円	七七〇円	六二〇円	一三、〇〇〇円																				
九、三五〇円	六、六〇〇円	二、七五〇円																							
	を	を		を	を	を																			
	<table border="1"> <tr><td>三、一五〇円</td><td>九、四〇〇円</td><td>四、〇五〇円</td><td>二、二〇〇円</td></tr> </table>	三、一五〇円	九、四〇〇円	四、〇五〇円	二、二〇〇円	<table border="1"> <tr><td>一組一日</td><td>二二〇円</td></tr> </table>	一組一日	二二〇円		<table border="1"> <tr><td>八四〇円</td><td>四二〇円</td><td>一六〇円</td></tr> </table>	八四〇円	四二〇円	一六〇円		<table border="1"> <tr><td>三、一五〇円</td><td>五八〇円</td><td>一、〇五〇円</td><td>七八〇円</td><td>六三〇円</td><td>一三、五〇〇円</td></tr> </table>	三、一五〇円	五八〇円	一、〇五〇円	七八〇円	六三〇円	一三、五〇〇円	<table border="1"> <tr><td>九、五五〇円</td><td>六、七〇〇円</td><td>二、八〇〇円</td></tr> </table>	九、五五〇円	六、七〇〇円	二、八〇〇円
三、一五〇円	九、四〇〇円	四、〇五〇円	二、二〇〇円																						
一組一日	二二〇円																								
八四〇円	四二〇円	一六〇円																							
三、一五〇円	五八〇円	一、〇五〇円	七八〇円	六三〇円	一三、五〇〇円																				
九、五五〇円	六、七〇〇円	二、八〇〇円																							
	に、	に、		に、	に、	に、																			
	「二、二〇〇円」を「二、二五〇	「二二〇円」に、		「二〇、六〇〇円」を「二〇、九〇	「二、〇五〇円」を「二、一〇〇																				

令和元年八月一日

一日	三、八〇〇円	を	一日	三、八五〇円	に、
一時間	一五〇円	を	一時間	一六〇円	に改め、同表の大
一時間	六二〇円	を	一時間	六三〇円	に、
二、六五〇円	一三、四〇〇円	を	二、七〇〇円	一三、六〇〇円	に、
二、二〇〇円	二〇〇円	を	二、二〇〇円	二二〇円	に、
四二〇円	四二〇円	を	四二〇円	六三〇円	に、
六二〇円	四一〇円	を	六三〇円	四二〇円	に、
三、一〇〇円	三、一〇〇円	を	三、一五〇円	三、一五〇円	に、
五二〇円	四二〇円	を	五二〇円	四二〇円	に、
六一〇円	六一〇円	を	六一〇円	六三〇円	に、
二、六五〇円	一三、四〇〇円	を	二、七〇〇円	一三、六〇〇円	に、
二、五五〇円	三、八〇〇円	を	二、六〇〇円	三、八五〇円	に、
一、八五〇円	一、八五〇円	を	一、九〇〇円	二、六〇〇円	に、

大分県報号外(条例)

分県大手町駐車場の項中

二、〇五〇円
二、〇五〇円
に、二四時間を
超える三〇分ご
とに一〇〇円を
加算した額
一五、四〇〇円

シターの項中

八九、〇〇〇円
一三三、〇〇〇円
一七四、〇〇〇円
二五九、〇〇〇円
三、六五〇円
一〇、九〇〇円
八九〇円
二、六〇〇円
二、六〇〇円
八七〇円
二、六〇〇円
八七〇円
二、六〇〇円

三五〇円
三、五〇〇円

を

二、一〇〇円
二、一〇〇円
に、二四時間を
超える三〇分ご
とに一〇〇円を
加算した額
一五、七〇〇円

を

九〇、〇〇〇円
一三四、〇〇〇円
一七七、〇〇〇円
二六三、〇〇〇円
三、七〇〇円
一一、一〇〇円
八九〇円
二、六五〇円
二、六五〇円
八九〇円
二、六五〇円
八九〇円
二、六五〇円

を

三六〇円
三、六〇〇円

に改め、同表の大分県立武道スポーツセ

に、

に、

四〇〇円
三三〇円

七、六〇〇円
三、八〇〇円
一、九〇〇円
五、七〇〇円
二、八五〇円
八、二〇〇円
四、一〇〇円
二、〇五〇円
四、八〇〇円
二、四〇〇円
一、四〇〇円
一、四〇〇円
一、四〇〇円
一、四〇〇円
九〇〇円
九〇〇円
九〇〇円

七、三五〇円
一一、二〇〇円
九、八〇〇円
二、四五〇円

を

四一〇円
三四〇円

七、八〇〇円
三、九〇〇円
一、九五〇円
五、八〇〇円
二、九〇〇円
八、四〇〇円
四、二〇〇円
二、一〇〇円
四、八五〇円
二、四五〇円
一、四五〇円
一、四五〇円
一、四五〇円
一、四五〇円
九五〇円
九五〇円
九五〇円

七、五〇〇円
一一、五〇〇円
九、九五〇円
二、五〇〇円

に、

に、「四一〇円」を「四二〇円」に、

「一、七五〇円」を「一、八〇〇円」に改め、同表の大分県立総合体育館の項中

三、六五〇円 六、一〇〇円 四、九〇〇円	六二〇円 三、一五〇円 一二、六〇〇円 一五、七〇〇円 九、四五〇円 七八〇円 三、一〇〇円 三、九〇〇円 二、三五〇円 四、四〇〇円 一七、六〇〇円 二二、〇〇〇円 一三、二〇〇円	四、四〇〇円 五、五〇〇円 三、三〇〇円 九、七五〇円 三九、一〇〇円 四八、八〇〇円 二九、三〇〇円
を		を
三、七五〇円 六、二五〇円 五、〇〇〇円	六三〇円 三、二〇〇円 一二、八〇〇円 一六、〇〇〇円 九、六〇〇円 七九〇円 三、二〇〇円 四、〇〇〇円 二、四〇〇円 四、五〇〇円 一七、九〇〇円 二二、四〇〇円 一三、四〇〇円	四、五〇〇円 五、六〇〇円 三、三五〇円 九、九五〇円 三九、八〇〇円 四九、八〇〇円 二九、八〇〇円
に、		に、
「三五〇円」を「三六〇円」に、		

令和元年八月一日

一七〇円 六一〇円	一、二〇〇円 二、三五〇円 三、九〇〇円 三、一〇〇円 七八〇円 一、八〇〇円 三、〇五〇円 二、四〇〇円 六一〇円 一、一五〇円 一、九五〇円 一、五六〇円 三九〇円	三、三〇〇円	一、二五〇円 二、四〇〇円 四、〇〇〇円 三、二〇〇円 七九〇円 一、八五〇円 三、一〇〇円 二、四五〇円 六二〇円 一、二〇〇円 二、〇〇〇円 一、六〇〇円 四〇〇円
二、〇五〇円 三、四五〇円 二、七五〇円 六九〇円 八、二五〇円 一三、八〇〇円	一七〇円 六一〇円	を	を
二、一〇〇円 三、五〇〇円 二、八〇〇円 七〇〇円 八、四〇〇円 一四、〇〇〇円	一八〇円 六二〇円	を	を
に、		に、	
「三、三五〇円」を「三、四〇〇円」に、		「三、三五〇円」を「三、三五〇円」に、	

大分県報号外(条例)

一一、〇〇〇円
二、七五〇円

円に、

一五、四〇〇円
一〇、八〇〇円
八二〇円
七二〇円

一九〇円
二〇〇円

一、〇八〇円以内でその都度知事が別に定める額
六五〇円

三七〇円
四六〇円
九二〇円

一八〇円
五五〇円

家の項中

一一、二〇〇円
二、八〇〇円

一五、七〇〇円
一一、〇〇〇円
八四〇円
七三〇円

一九〇円
二二〇円

一、一〇〇円以内でその都度知事が別に定める額
六六〇円

三八〇円
四七〇円
九四〇円

一九〇円
五六〇円

に、「五四〇円」を「五五〇円」に、

に、

に改め、同表の大分県立香々地青少年の

に、

に、「一、八五〇円」を「一、九〇〇

七〇〇円
------

円に、

三九〇円
七八〇円
一六〇円

三七〇円
四六〇円
九二〇円

一八〇円
五五〇円
七〇〇円

三九〇円
七八〇円

二、七〇〇円
七五〇円

め、同表の県立高等学校の項中

め、同表の大分県立九重青少年の家の項中

七一〇円
------

四〇〇円
七九〇円
一七〇円

三八〇円
四七〇円
九四〇円

一九〇円
五六〇円
七一〇円

四〇〇円
七九〇円

二、七五〇円
七六〇円

別表第二中「百分の八」を「百分の十」に改める。  
別表第三の衛生関係事務の項中

に、「二五〇円」を「二六〇円」に改

に、

に、「一、八五〇円」を「一、九〇〇

に、「二五〇円」を「二六〇円」に改

に改める。

二、四、五〇〇円	一、七〇〇円	一、七〇〇円	一〇、四〇〇円	二四、六〇〇円	三〇、八〇〇円	二四、六〇〇円	二九、七〇〇円	四、五五〇円	五、六五〇円	一、三五〇円	四、三〇〇円	一、三五〇円	二、四、五〇〇円	八、六五〇円	八、六五〇円	一、七〇〇円	一、七〇〇円	四、九〇〇円	三、一〇〇円	一、三五〇円	四、三〇〇円	一、三五〇円
----------	--------	--------	---------	---------	---------	---------	---------	--------	--------	--------	--------	--------	----------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

を

二、五〇〇円	一、七五〇円	一、七五〇円	一〇、六〇〇円	二五、一〇〇円	三一、四〇〇円	二五、一〇〇円	三〇、二〇〇円	四、六五〇円	五、七五〇円	一、四〇〇円	四、三五〇円	一、四〇〇円	二、五〇〇円	八、八〇〇円	八、八〇〇円	一、七五〇円	一、七五〇円	五、〇〇〇円	三、一五〇円	一、四〇〇円	四、三五〇円	一、四〇〇円
--------	--------	--------	---------	---------	---------	---------	---------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

に、「三、五五〇円」を「三、六五

令和元年八月一日

二、四、五〇〇円	一、四、五〇〇円	二、四、五〇〇円	二、四、五〇〇円	一、七〇〇円	一、七〇〇円	二四、六〇〇円	三〇、八〇〇円	二四、六〇〇円	六、八五〇円	四、三〇〇円	二、八〇〇円	二、四、五〇〇円	一、七〇〇円	一、七〇〇円	二、四、五〇〇円	食品添加物の各項目のうち類似する項目の金額	三、一〇〇円	一六、九〇〇円	四、九〇〇円
----------	----------	----------	----------	--------	--------	---------	---------	---------	--------	--------	--------	----------	--------	--------	----------	-----------------------	--------	---------	--------

〇円」に、

を

二、五〇〇円	一、五〇〇円	二、五〇〇円	二、五〇〇円	一、七五〇円	一、七五〇円	二五、一〇〇円	三一、四〇〇円	二五、一〇〇円	七、〇〇〇円	四、三五〇円	二、九〇〇円	二、五〇〇円	一、七五〇円	一、七五〇円	二、五〇〇円	食品添加物の各項目のうち類似する項目の金額	三、一五〇円	一七、二〇〇円	五、〇〇〇円
--------	--------	--------	--------	--------	--------	---------	---------	---------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-----------------------	--------	---------	--------

に、「二、二〇〇円」を「二、二五

大分県報号外(条例)

<p>〇円」に、</p> <p>二、四五〇円</p> <p>四、九〇〇円</p> <p>一、七〇〇円</p> <p>一、七〇〇円</p> <p>一、七〇〇円</p> <p>一、七〇〇円</p> <p>一、七〇〇円</p> <p>一、七〇〇円</p> <p>六五、七〇〇円</p>	<p>三三、八〇〇円</p> <p>六五、七〇〇円</p> <p>一六、七〇〇円</p> <p>二、二五〇円</p> <p>三、九五〇円</p>		
を			
<p>二、五〇〇円</p> <p>五、〇〇〇円</p> <p>一、九〇〇円</p> <p>一、九〇〇円</p> <p>一、九〇〇円</p> <p>一、九〇〇円</p> <p>一、九〇〇円</p> <p>一、九〇〇円</p> <p>六六、九〇〇円</p>	<p>三三、四〇〇円</p> <p>六六、九〇〇円</p> <p>一七、〇〇〇円</p> <p>二、三〇〇円</p> <p>四、〇五〇円</p>		
<p>に、「三、二五〇円」を「三、三〇〇円」に、</p>			
<p>六、八五〇円</p> <p>一一、三〇〇円</p>	<p>二、〇五〇円</p> <p>四一〇円</p>	<p>二、一〇〇円</p> <p>四二〇円</p>	<p>七、〇〇〇円</p> <p>一一、六〇〇円</p>
項中			
<p>六、五〇〇円</p> <p>四、五〇〇円</p> <p>三、六〇〇円</p>	<p>六、六〇〇円</p> <p>四、六〇〇円</p> <p>三、七〇〇円</p>	<p>「一七、〇〇〇円」を「一八、〇〇〇円」に改め、同表の高圧ガス関係事務の項中</p> <p>に改め、同表の火薬類関係事務の項中</p> <p>に改め、同表の危険物規制関係事務の</p> <p>に改め、同表の液化石油ガス関係事務</p>	
<p>九、〇〇〇円</p> <p>八、四〇〇円</p> <p>九、〇〇〇円</p> <p>九、〇〇〇円</p> <p>九、〇〇〇円</p> <p>八、四〇〇円</p> <p>七、六〇〇円</p> <p>六、〇〇〇円</p>	<p>九、三〇〇円</p> <p>八、七〇〇円</p> <p>九、三〇〇円</p> <p>九、三〇〇円</p> <p>八、七〇〇円</p> <p>七、九〇〇円</p> <p>六、二〇〇円</p>		
を			







円」に、「二二、三〇〇円」を「二二、七〇〇円」に、「九、七〇〇円」を「九、八〇〇円」に改める。

#### 附則

この条例は、令和元年十月一日から施行する。

大分県条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年八月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

#### 大分県条例第七号

#### 大分県税条例等の一部を改正する条例

(大分県税条例の一部改正)

第一条 大分県税条例(昭和二十五年大分県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

第二十五条の三第一項第四号の表中「平成三十四年九月三十日」を「令和四年九月三十日」に改める。

附則第七条の二中「平成五十年」を「令和二十年」に改める。

附則第七条の三の二中「平成四十五年」を「令和十五年」に、「平成三十三年」を「令和三年」に改める。

附則第七条の三の三中「平成三十五年」を「令和五年」に改める。

附則第十条第一項及び第二項中「平成三十二年」を「令和二年」に改める。

附則第十五条第二項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改める。

附則第十七条中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

附則第二十条第一項及び第二項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改める。

附則第二十条の二第二項及び附則第二十二條の五第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

附則第二十四条第一項及び第二項並びに附則第二十五条第一項中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

第二条 大分県税条例の一部を次のように改正する。

第四条の二第一項中「、地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十

五号)に規定する地方法人特別税」を削り、同条第二項中「、地方法人特別税等に関する

暫定措置法に規定する地方法人特別税」を削る。

第二十八条の三の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改める。

第二十八条の四の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条中

「第二十三条の五第一項」を「第二十三条の六第一項」に改め、「ならない者」の下に

「又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第二十三条の七の規定の適用を受けるものを除く。以下この条において「公的年金等」という。)の支払を受ける

第二十一条第一項第一号に掲げる者であつて、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者若しくは単身児童扶養者である者」を加える。

第三十一条に次の一項を加える。

4 知事は、前項に規定する交付時期において、交付することができなかった金額がある場合又は交付すべき額を超えて交付した金額がある場合は、当該金額を、当該金額があることが判明した日以後最初に到来する交付時期において交付すべき徴収取扱費の額に加算し、又はこれから減額する。

第三十五条の四第一項第一号ハ中「によつて」を「により」に改め、同号ハの表中「百分の一・九」を「百分の〇・四」に、「百分の二・七」を「百分の〇・七」に、「百分の三・六」を「百分の一」に改め、同項第二号中「によつて」を「により」に改め、同号の表中「百分の五」を「百分の三・五」に、「百分の六・六」を「百分の四・九」に改め、同項第三号中「によつて」を「により」に改め、同号の表中「百分の五」を「百分の三・五」に、「百分の七・三」を「百分の五・三」に、「百分の九・六」を「百分の七」に改め、同条第二項中「百分の一・三」を「百分の一」に改め、同条第三項第一号ハ中「百分の三・六」を「百分の一」に改め、同項第二号中「百分の六・六」を「百分の四・九」に改め、同項第三号中「百分の九・六」を「百分の七」に改める。

第五十七条第一項第一号中「第九条の二第四項」を「第九条の二第五項」に、「第九条の二第五項」を「第九条の二第六項」に、「第九条の二第六項」を「第九条の二第七項」に改め、同号イ中「乗用車」を「営業用の乗用車」に改め、同号イ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準(自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準をいう。以下この条において同じ。)で施行規則第九条の二第九項に規定するもの(以下この条において「平成三十年ガソリン軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排

出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

- (ii) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第九条の第二十項に規定するもの（以下この条において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

第五十七条第一項第一号イ(2)を削り、同号イ(3)中「平成三十二年以降」を「令和二年度以降」に、「平成三十二年基準エネルギー消費効率」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号イ(3)を同号イ(2)とし、同号二中「第九条の四第四項」を「第九条の四第五項」に改め、同号ニ(1)を次のように改める。

- (1) 次のいずれかに該当すること。
    - (i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこと。
    - (ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
- 第五十七条第一項第一号ニ(2)を削り、同号ニ(3)を同号ニ(2)とし、同号ニを同号ホとし、同号ハ中「第九条の四第三項」を「第九条の四第四項」に改め、同号ハ(1)を次のように改める。

- (1) 次のいずれかに該当すること。
  - (i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
  - (ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

第五十七条第一項第一号ハ(2)を削り、同号ハ(3)を同号ハ(2)とし、同号ハを同号ニとし、同号ロ中「第九条の四第二項」を「第九条の四第三項」に改め、同号ロ(1)を次のように改める。

- (1) 次のいずれかに該当すること。

- (i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
- (ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

第五十七条第一項第一号ロ(2)を削り、同号ロ(3)を同号ロ(2)とし、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

- ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の四第二項に規定するもの

- (1) 次のいずれかに該当すること。
    - (i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
    - (ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
  - (2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。
- 第五十七条第一項第二号中「前号」を「第一号」に改め、同号イ中「第九条の四第五項」を「第九条の四第八項」に改め、同号イ(1)を次のように改める。

- (1) 次のいずれかに該当すること。
  - (i) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第九条の二十九項に規定するもの（以下この条において「平成三十年軽油軽中量車基準」という。）に適合すること。
  - (ii) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第九条の第二十項に規定するもの（以下この条において「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

第五十七条第一項第二号イ(2)を削り、同号イ(3)を同号イ(2)とし、同号ロ中「第九条の四第六項」を「第九条の四第九項」に改め、同号ハ中「第九条の四第七項」を「第九条の四第十項」に改め、同号ハ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年十月一日(車両総重量が三・五トンを超え七・五トン以下のものにあつては、平成三十年十月一日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第九条の二第二十四項に規定するもの(以下この条において「平成二十八年軽油重量車基準」という。)に適合すること。

(ii) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日(車両総重量が十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第九条の二第二十五項に規定するもの(以下この条において「平成二十一年軽油重量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

第五十七条第一項第二号ニを削り、同号ホ中「第九条の四第九項」を「第九条の四第十一項」に改め、同号ホを同号ニとし、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 次に掲げる石油ガス自動車(液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、前号に規定する充電機能付電力併用自動車を除く。以下この条において同じ。)

イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の四第六項に規定するもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第九条の二第十六項に規定するもの(以下この条において「平成三十年石油ガス軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第九条の二第十七項

に規定するもの(以下この条において「平成十七年石油ガス軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の四第七項に規定するもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

第五十七条第二項第一号イ中「乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラック」を「営業用の乗用車」に、「第九条の四第十項」を「第九条の四第十二項」に改め、同号イ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

第五十七条第二項第一号イ(2)を削り、同号イ(3)を同号イ(2)とし、同号ハ中「第九条の四第十二項」を「第九条の四第十六項」に改め、同号ハ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平

成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

第五十七条第二項第一号ハ(2)を削り、同号ハ(3)を同号ハ(2)とし、同号ハを同号ホとし、同号ロ中「第九条の四第十一項」を「第九条の四第十五項」に改め、同号ロ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

第五十七条第二項第一号ロ(2)を削り、同号ロ(3)を同号ロ(2)とし、同号ロを同号ニとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の四第十一項に規定するもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ハ 車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の四第十四項に規定するもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

こと。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

第五十七条第二項第二号イ中「第九条の四第十三項」を「第九条の四第十九項」に改め、同号イ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年軽油軽中量車基準に適合すること。

(ii) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

第五十七条第二項第二号イ(2)を削り、同号イ(3)を同号イ(2)とし、同号ロ中「第九条の四第十四項」を「第九条の四第二十項」に改め、同号ハ中「第九条の四第十五項」を「第九条の四第二十一項」に改め、同号ハ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成二十八年軽油重量車基準に適合すること。

(ii) 平成二十一年軽油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

第五十七条第二項第二号ニを削り、同号ホ中「第九条の四第十七項」を「第九条の四第二十二項」に改め、同号ホを同号ニとし、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

ニ 次に掲げる石油ガス自動車

イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の四第十項に規定するもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を

乗じて得た数値以上であること。

ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の四第十八項に規定するもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第五十七条第四項中「及びロ」を「からハまで」に、「第一号イ」を「第一号イからハまでに」に、「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に、「第九条の二第二十七項」を「第九条の二第二十七項」に、「第九条の二第二十一項」を「第九条の二第二十八項」に改め、同項の表第一号イ(3)の項中「第一号イ(3)」を「第一号イ(2)」に、「平成三十二年度以降」を「令和二年度以降」に、「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に改め、同項の次に次のように加える。

第一項第一号ロ(2)	令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十	平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百六十五
第五十七条第四項の表第一号イ(3)の項中「第一号イ(3)」を「第一号イ(2)」に改め、同表第二号イ(3)の項中「第二号イ(3)」を「第二号イ(2)」に改め、同表に次のように加える。		
第二項第一号ロ(2)	令和二年度基準エネルギー消費効率	平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値
第二項第一号ハ(2)	平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十	平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十八

第六十条第四項中「を」し、併せて大分県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して」を「を行う場合において、大分県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第三条

第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して、又は法第七百四十七条の二第二項の規定により法第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、」に改める。

第六十条の六第一号ロ(1)中「二万九千五百円」を「二万五千円」に改め、同号ロ(2)中「三万四千五百円」を「三万五百円」に改め、同号ロ(3)中「三万九千五百円」を「三万六千円」に改め、同号ロ(4)中「四万五千円」を「四万三千五百円」に改め、同号ロ(5)中「五万千円」を「五万円」に改め、同号ロ(6)中「五万八千円」を「五万七千円」に改め、同号ロ(7)中「六万六千五百円」を「六万五千五百円」に改め、同号ロ(8)中「七万六千五百円」を「七万五千五百円」に改め、同号ロ(9)中「八万八千円」を「八万七千円」に改め、同号ロ(10)中「十一万円」を「十一万円」に改め、同号ロ(11)中「二万九千五百円」を「二万五千円」に改め、同項第五号ロ(1)中「二万三千六百円」を「二万円」に改め、同号ロ(2)中「二万七千六百円」を「二万四千四百円」に改め、同号ロ(3)中「三万三千六百円」を「二万八千八百円」に改め、同号ロ(4)中「三万六千円」を「三万四千八百円」に改め、同号ロ(5)中「四万八千円」を「四万円」に改め、同号ロ(6)中「四万六千四百円」を「四万五千六百円」に改め、同号ロ(7)中「五万三千二百円」を「五万二千四百円」に改め、同号ロ(8)中「六万二千二百円」を「六万四百円」に改め、同号ロ(9)中「七万四百円」を「六万九千六百円」に改め、同号ロ(10)中「八万八千八百円」を「八万八千円」に改め、同号ロ(11)中「二万三千六百円」を「二万円」に改める。

附則第十九条中「百分の六・六」を「百分の四・九」に、「百分の七・九」を「百分の五・七」に改める。

附則第二十二條の六の四に次の一項を加える。

2 自家用の乗用車に対する第五十七条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第三項の規定の適用については、当該自家用の乗用車の取得が特定期間に行われたときに限り、同条第二項中「百分の二」とあるのは「百分の一」と、同条第三項中「百分の三」とあるのは「百分の二」とする。

附則第二十二條の六の四を附則第二十二條の六の六とし、附則第二十二條の六の三の次に次の二条を加える。

（法附則第十二條の二の十に規定する条例で定める路線）

第二十二條の六の四 法附則第十二條の二の十第一項に規定する地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっているものとして条例で定めるものは、県の補助を受けてバスの運行を維持している路線のうち規則で定めるものとする。

（自動車税の環境性能割の非課税）

**第二十二條の六の五** 第五十七條第一項第一号ロ（同条第四項において準用する場合を含む。）又は第二号ロに掲げる自動車に対しては、当該自動車の取得が令和元年十月一日から令和二年九月三十日までの間（次条第二項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第五十三條第一項の規定にかかわらず、自動車税の環境性能割を課さない。

附則第二十二條の六の六の次に次の一条を加える。

（自動車税の環境性能割の課税標準の特例）

**第二十二條の六の七** 道路運送法第三條第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を經營する者が同法第五條第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供する自動車又は同法第三條第一号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を經營する者がその事業の用に供する自動車（以下この項及び次項において「路線バス等」という。）のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの（施行規則附則第四條の十一第一項に規定するものに限る。）で最初の第五十四條第三項に規定する新規登録（以下この条から附則第二十二條の七の二までにおいて「初回新規登録」という。）を受けるものに対する第五十六條の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和三年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から千万円を控除して得た額」とする。

一 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第三條第一項に規定する基本方針（次項第一号及び第三項第一号において「基本方針」という。）に令和二年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

二 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第八條第一項に規定する公共交通移動等円滑化基準（次項第二号及び第三項第二号において「公共交通移動等円滑化基準」という。）で施行規則附則第四條の十一第二項に規定するものに適合するものであること。

2 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの（施行規則附則第四條の十一第三項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第五十六條の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和三年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から六百五十万円（乗車定員三十人未満

の附則第二十二條の六の七第二項に規定する路線バス等にあつては、二百万円）を控除して得た額」とする。

一 基本方針に令和二年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

二 公共交通移動等円滑化基準で施行規則附則第四條の十一第四項に規定するものに適合するものであること。

3 道路運送法第三條第一号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を經營する者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつてその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二條第一号に規定する高齢者、障害者等（第三号において「高齢者、障害者等」という。）の移動上の利便性を特に向上させるもの（施行規則附則第四條の十一第五項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第五十六條の規定の適用については、当該乗用車の取得が令和三年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から百万円を控除して得た額」とする。

一 基本方針に令和二年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

二 公共交通移動等円滑化基準で施行規則附則第四條の十一第六項に規定するものに適合するものであること。

三 高齢者、障害者等を含む全ての利用者の移動上の利便性を向上させる機能を有する構造及び設備が特に優れたものとして国土交通大臣が認めたものであること。

4 次に掲げる自動車のうち、横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第六項までにおいて「車両安定性制御装置」という。）、衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第六項までにおいて「衝突被害軽減制御装置」という。）又は車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置（以下この条において「車線逸脱警報装置」という。）のいずれか二以上を備えるもの（施行規則附則第四條の十一第七項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第五十六條の規定の適用については、当該自動車の取得が令和元年十月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から五百二十五万円を控除して得た額」とする。

一 車両総重量（道路運送車両法第四十條第三号に規定する車両総重量をいう。以下この項から第七項までにおいて同じ。）が五トン以下の乗用車（施行規則附則第四條の十一第八項に規定するものに限る。）又はバス（施行規則附則第四條の十一第九項に

規定するものに限る。) (以下この項から第七項までにおいて「バス等」という。) であつて、同法第四十一条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第四条の第十一項に規定するもの(以下この項から第六項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。)

及び同法第四十一条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第四条の第十一項に規定するもの(以下この条において「車線逸脱警報装置に係る保安基準」という。)のいずれにも適合するもの

二 車両総重量が五トンを超え十二トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安上若しくは公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第四条の第十一項に規定するもの(以下この項から第六項までにおいて「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。)、同法第四十一条の規定により平成二十五年一月二十七日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか二以上に適合するもの

三 車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラック(施行規則附則第四条の第十三項に規定するけん引自動車及び被けん引自動車を除く。次項から第七項までにおいて同じ。)であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか二以上に適合するもの

5 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置を備えるもの(施行規則附則第四条の第十四項に規定するものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第五十六条の規定の適用については、第一号から第三号までに掲げる自動車にあつては当該自動車の取得が令和元年十一月一日から令和三年三月三十一日までに行われたときに限り、第四号に掲げる自動車にあつては当該自動車の取得が令和元年十月一日から令和三年三月三十一日までに行われたときに

限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から三百五十万円を控除して得た額」とする。

一 車両総重量が五トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

二 車両総重量が五トンを超え十二トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成二十五年一月二十七日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

三 車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

四 車両総重量が八トンを超え二十トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

6 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを備えるもの(施行規則附則第四条の第十五項に規定するものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第五十六条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和元年十月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から三百五十万円を控除して得た額」とする。

一 車両総重量が五トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減

制動制御装置に係る保安基準に適合するもの

二 車両総重量が五トンを超え十二トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十五年一月二十七日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

三 車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

7 バス等又は車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラック若しくは車両総重量が二十トンを超え二十二トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準に適合するものうち、車線逸脱警報装置を備えるもの（施行規則附則第四条の十一第十六項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるもの（対する第五十六条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和二年十月三十一日（バス等及び車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラックにあつては、令和元年十月三十一日）までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から百七十五万円を控除して得た額」とする。

8 前各項の規定は、第六十条第一項又は法第六十一条の規定により提出される申告書又は修正申告書に、当該自動車の取得につき前各項の規定の適用を受けようとする旨その他の施行規則附則第四条の十一第十七項に規定する事項の記載がある場合に限り、適用する。

附則第二十二條の七中「有しないものをいう」の下に「。次項第一号及び次条第三項において同じ」を、「第九条の二第一項に規定するものをいう」の下に「。次項第二号及び次条第三項において同じ」を、「第五条第一項に規定するものをいう」の下に「。次条第三項において同じ」を加え、「同条第二項」を「施行規則附則第五條第二項」に改め、「同条第一項に規定するものをいう」の下に「。次条第三項において同じ」を加え、「並びに」を「次条第三項において同じ。」並びに家用の乗用車（三輪の小型自動車であるものを除く。以下この条及び次条において同じ。）、キャンピング車、」に改め、同条第一号中「ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成十八年

三月三十一日」を「第五十七条第一項第一号に規定するガソリン自動車（以下この条において「ガソリン自動車」という。）又は同項第二号に規定する石油ガス自動車（以下この条において「石油ガス自動車」という。）で平成二十年三月三十一日」に改め、「最初の第五十四条第三項に規定する新規登録（以下この号及び次号において「及び」という。）」を削り、同条第二号中「第五十七条第一項第二号」を「第五十七条第一項第三号」に改め、「軽油自動車」の下に「（次項第六号において「軽油自動車」という。）」を加え、「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改め、同条の表中第一項第一号の項及び第一項第五号の項を削り、同条に次の二項を加える。

2 次に掲げる自動車に対する第六十条の六第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車（家用の乗用車及びキャンピング車を除く。）が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（法第七十七条の十第一項又は第二項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自動車（平成三十一年四月一日（家用の乗用車及びキャンピング車にあつては、令和元年十月一日）から令和二年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車（令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和三年年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる第六十条の六の規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

- 一 電気自動車
- 二 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた第五十七条第一項第一号イ(1)(i)に規定する排出ガス保安基準で施行規則第九条の二第二項に規定するものに適合するもの又は同法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日（車両総重量（同法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。）が三・五トンを超え十二トン以下の天然ガス自動車にあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第九条の二第三項に規定するもの（以下この号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので施行規則附則第五条の二第二項に規定するもの
- 三 第五十七条第一項第一号に規定する充電機能付電力併用自動車
- 四 ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が第五十七条第一項第一号イ(1)(i)に規



定する平成三十年ガソリン軽中量車基準（次項第一号において「平成三十年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第一号イ(1)(ii)に規定する平成十七年ガソリン軽中量車基準（次項第一号において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が同条第一号第一号イ(2)に規定する令和二年度基準エネルギー消費効率（以下この条において「令和二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百三十を乗じて得た数値以上のもので施行規則附則第五条の二第三項に規定するもの

五 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が第五十七条第一号イ(1)(i)に規定する平成三十年石油ガス軽中量車基準（次項第二号において「平成三十年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第一号イ(1)(ii)に規定する平成十七年石油ガス軽中量車基準（次項第二号において「平成十七年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十を乗じて得た数値以上のもので施行規則附則第五条の二第四項に規定するもの

六 軽油自動車のうち、第五十七条第一号イ(1)(i)に規定する平成三十年軽油軽中量車基準又は同号イ(1)(ii)に規定する平成二十一年軽油軽中量車基準に適合する乗用車

第一項第一号イ	七千五百円	二千円
	八千五百円	二千五百円
	九千五百円	二千五百円
	一万三千八百円	三千五百円
	一万五千七百元	四千元
	一万七千九百元	四千五百円
	二万五百元	五千五百円
	二万三千六百元	六千元
	二万七千二百円	七千元
	四万七百元	一万五五百円
第一項第一号ロ	二万五千元	六千五百円

令和元年八月一日

第一項第二号イ	三万五百円	八千元
	三万六千元	九千元
	四万三千五百円	一万円
	五万円	一万二千五百円
	五万七千元	一万四千五百円
	六万五千五百円	一万六千五百円
	七万五千五百円	一万九千元
	八万七千元	二万二千元
	十一万円	二万七千五百円
	六千五百円	二千元
第一項第二号ロ	九千元	二千五百円
	一万二千元	三千元
	一万五千元	四千元
	一万八千五百円	五千円
	二万二千元	五千五百円
	二万五千五百円	六千五百円
	二万九千五百円	七千五百円
	四千七百元	千二百円
	八千元	二千元
	一万五千五百円	三千元
第一項第二号ハ	三万	七千五百円
	二万五千五百円	六千五百円
	二万五百円	五千五百円
	一万六千元	四千元
	一万五千五百円	三千元

大分県報号外（条例）





第一項第三号イ												第一項第三号イ(2)												第一項第三号イ(1)												第一項第二号ハ(2)												第一項第二号ハ(1)																																																			
四万九千円				四万千円				三万三千円				六万四千円				五万七千円				五万五百円				四万四千円				三万八千円				三万二千円				二万六千五百円				二万九千円				二万五千五百円				二万二千五百円				二万円				一万七千五百円				一万四千五百円				一万二千円				二万六百元				一万二百円				一万五千五百円				七千五百円				六千三百円				四万五百円				三万五千円				三万円			
二万四千五百円				二万五百円				一万六千五百円				三万二千円				二万八千五百円				二万五千五百円				二万二千円				一万九千円				一万六千円				一万三千五百円				一万四千五百円				一万三千円				一万五千五百円				一万円				九千円				七千五百円				六千円				一万五百円				五千五百円				八千円				三千二百円				二万五百円				一万七千五百円				一万五千円							
第二項第二号												第二項第一号												第一項第五号ハ												第一項第五号イ												第一項第四号																																																			
八千円				六千三百円				五千二百円				六千三百円				四千七百円				三千七百円				一万八千二百円				一万三千五百円				八万八千円				六万九千六百円				六万四百円				五万二千四百円				四万五千六百円				四万円				三万四千八百円				二万八千八百円				二万四千四百円				二万円				一万二千円				六千円				四千五百円				八万三千円				七万四千円				六万五千五百円				五万七千円			
四千円				三千二百円				二千六百円				三千二百円				二千三百円				千八百円				九千五百円				四万四千円				三万五千円				三万五百円				二万六千五百円				二万三千円				二万円				一万七千五百円				一万四千五百円				一万二千五百円				六千円				三千円				二千五百円				四万五千五百円				三万七千円				三万三千円				二万八千五百円											

附則第二十二條の七の次に次の一条を加える。

**第二十二條の七の二** 大分県条例等の一部を改正する条例（令和元年大分県条例第七号）の施行の日（以下この項において「特定日」という。）の前日までに初回新規登録を受けた家用の乗用車及びキャンピング車であつて大分県条例等の一部を改正する条例（平成二十八年大分県条例第二十六号）第二条の規定による改正前の大分県条例（以下この項において「平成二十八年改正前の条例」という。）第五十二条第一項の規定により平成二十八年改正前の条例に規定する自動車税を課されたもの（同日までに初回新規登録を受けた家用の乗用車及びキャンピング車であつて、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）第二条の規定による改正前の法第四百十六條その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定により平成二十八年改正前の条例に規定する自動車税を課されなかつたものを含む。）又は同日までに法の施行地外において第五十三条第二項に規定する運行に相当するものとして施行規則附則第五条の二の二に規定するものに供されたことがある家用の乗用車及びキャンピング車であつて特定日以後に初回新規登録を受けたものに対して課する自動車税の種別割の税率は、第六十條の六第一項の規定にかかわらず、一台について、次の各号に掲げる自動車に対し、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 家用の乗用車

- イ 総排気量が一リットル以下のもの 年額 二万九千五百円
- ロ 総排気量が一リットルを超え、一・五リットル以下のもの 年額 三万四千五百円
- 円 総排気量が一・五リットルを超え、二リットル以下のもの 年額 三万九千五百円
- ハ 総排気量が二リットルを超え、二・五リットル以下のもの 年額 四万五千円
- ニ 総排気量が二・五リットルを超え、三リットル以下のもの 年額 五万八千円
- ホ 総排気量が三リットルを超え、三・五リットル以下のもの 年額 五万八千円
- ヘ 総排気量が三・五リットルを超え、四リットル以下のもの 年額 六万六千五百円
- ト 総排気量が四リットルを超え、四・五リットル以下のもの 年額 七万六千五百円
- チ 総排気量が四・五リットルを超え、六リットル以下のもの 年額 八万八千円
- リ 総排気量が六リットルを超えるもの 年額 十一万千円
- ル 電気を動力源とし、かつ、内燃機関を有しないもの 年額 二万九千五百円

二 キャンピング車

- イ 総排気量が一リットル以下のもの 年額 二万三千六百円
- ロ 総排気量が一リットルを超え、一・五リットル以下のもの 年額 二万七千六百円
- 円 総排気量が一・五リットルを超え、二リットル以下のもの 年額 三万三千二百円
- ハ 総排気量が二リットルを超え、二・五リットル以下のもの 年額 三万六千円
- ニ 総排気量が二・五リットルを超え、三リットル以下のもの 年額 四万八千円
- ホ 総排気量が三リットルを超え、三・五リットル以下のもの 年額 四万六千四百円
- ト 総排気量が三・五リットルを超え、四リットル以下のもの 年額 五万三千二百円
- チ 総排気量が四リットルを超え、四・五リットル以下のもの 年額 六万二千二百円
- リ 総排気量が四・五リットルを超え、六リットル以下のもの 年額 七万四百円
- ル 電気を動力源とし、かつ、内燃機関を有しないもの 年額 二万三千六百円

3 第一項の規定の適用を受ける家用の乗用車及びキャンピング車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車を除く。）のうち、前条第一項各号に掲げるものに対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号イ	二万九千五百円	三万三千九百円
第一号ロ	三万四千五百円	三万九千六百円
第一号ハ	三万九千五百円	四万五千四百円
第一号ニ	四万五千円	五万七千七百円
第一号ホ	五万八千円	五万八千六百円
第一号ヘ	五万八千円	六万六千七百円
第一号ト	六万六千五百円	七万六千四百円

4 第一項の規定の適用を受ける自家用の乗用車及びキャンピング車のうち、前条第二項各号に掲げるものに対する第一項の規定の適用については、当該自家用の乗用車及びキャンピング車が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割(法第百七十七条の十第一項又は第二項の規定により当該自家用の乗用車及びキャンピング車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。)に限り、当該自家用の乗用車及びキャンピング車が平成三十一年四月一日から令和元年九月三十日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和二年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる第一項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号チ	七万六千五百円	八万七千九百円
第一号リ	八万八千円	十万二千二百円
第一号ヌ	十一万千円	十二万七千六百円
第二号イ	二万三千六百円	二万七千七百円
第二号ロ	二万七千六百円	三万七千七百円
第二号ハ	三万六千六百円	三万六千三百円
第二号ニ	三万六千円	四万四千四百円
第二号ホ	四万八千円	四万六千九百円
第二号ヘ	四万六千四百円	五万三千三百円
第二号ト	五万三千二百円	六万千円
第二号チ	六万二千二百円	七万三百円
第二号リ	七万四百円	八万九百円
第二号ヌ	八万八千八百円	十万二千二百円

5 第一項の規定の適用を受ける自家用の乗用車及びキャンピング車のうち、前条第三項各号に掲げるものに対する第一項の規定の適用については、当該自家用の乗用車及びキャンピング車が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割(法第百七十七条の十第一項又は第二項の規定により当該自家用の乗用車及びキャンピング車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。)に限り、当該自家用の乗用車及びキャンピング車が平成三十一年四月一日から令和元年九月三十日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和二年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる第一項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号ヘ	五万八千円	一万四千五百円
第一号ト	六万六千五百円	一万七千円
第一号チ	七万六千五百円	一万九千五百円
第一号リ	八万八千円	二万二千元
第一号ヌ	十一万千円	二万八千円
第一号ル	二万九千五百円	七千五百円
第二号イ	二万三千六百円	六千円
第二号ロ	二万七千六百円	七千円
第二号ハ	三万六千六百円	八千円
第二号ニ	三万六千円	九千円
第二号ホ	四万八千円	一万五百円
第二号ヘ	四万六千四百円	一万二千元
第二号ト	五万三千二百円	一万三千五百円
第二号チ	六万二千二百円	一万五千五百円
第二号リ	七万四百円	一万八千円
第二号ヌ	八万八千八百円	二万二千五百円
第二号ル	二万三千六百円	六千円

第一号イ	二万九千五百円	七千五百円
第一号ロ	三万四千五百円	九千円
第一号ハ	三万九千五百円	一万円
第一号ニ	四万五千円	一万五千五百円
第一号ホ	五万千円	一万三千円

第一項の規定の適用を受ける自家用の乗用車及びキャンピング車のうち、前条第三項各号に掲げるものに対する第一項の規定の適用については、当該自家用の乗用車及びキャンピング車が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割(法第百七十七条の十第一項又は第二項の規定により当該自家用の乗用車及びキャンピング車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。)に限り、当該自家用の乗用車及びキャンピング車が平成三十一年四月一日から令和元年九月三十日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和二年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる第一項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号イ	二万九千五百円	一万五千円
第一号ロ	三万四千五百円	一万七千五百円
第一号ハ	三万九千五百円	二万円
第一号ニ	四万五千円	二万二千五百円
第一号ホ	五万円	二万五千五百円
第一号ヘ	五万八千円	二万九千円
第一号ト	六万六千五百円	三万三千五百円
第一号チ	七万六千五百円	三万八千五百円
第一号リ	八万八千円	四万四千元
第一号ヌ	十一万円	五万五千五百円
第二号イ	二万三千六百円	一万二千元
第二号ロ	二万七千六百円	一万四千元
第二号ハ	三万三千六百円	一万六千元
第二号ニ	三万六千元	一万八千元
第二号ホ	四万八千円	二万五百円
第二号ヘ	四万六千四百円	二万三千五百円
第二号ト	五万三千二百円	二万七千元
第二号チ	六万二千二百円	三万円
第二号リ	七万四百円	三万五千五百円
第二号ヌ	八万八千八百円	四万四千五百円

**第三条** 大分県税条例の一部を次のように改正する。

附則第二十二條の八中「前條」を「附則第二十二條の七第一項」に改める。  
 第四條の二第五項中「第四十八條第三項」を「第七百三十九條の五第三項」に改める。  
 第二十二條第一項第二号中「又は寡夫」を「寡夫又は単身児童扶養者」に改める。  
 第二十七條の二第一項中「第四十八條」を「第七百三十九條の五」に、「あわせて行なう」を「併せて行う」に改める。

令和元年八月一日

第三十一條第一項中「によつて」を「により」に改め、同項第五号中「還付し、又は充当した」を「還付した」に改める。

第三十六條の十二の六の見出し中「農地利用集積円滑化団体等」を「農地中間管理機構」に改め、同條第一項中「農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十一條の十四に規定する農地利用集積円滑化団体又は」及び「（以下この項において「農地利用集積円滑化団体等」という。）を削り、「第四條第三項第一号ロに規定する農地売買等事業又は同法」を「（昭和五十五年法律第六十五号）」に改め、「それぞれ」を削り、「当該期間」を「当該貸付期間」に改め、「取得するものを除く」の下に「。以下この項において「農地売買事業」という」を加え、「にあつては」を「には」に、「これらの土地の取得の日」を「（同日）」に、「土地改良法による」を「土地改良法第二條第二項に規定する」に、「同法第二條第二項第二号」を「同項第二号」に、「当該事業」を「当該農地売買事業」に、「当該農地利用集積円滑化団体等」を「当該農地中間管理機構」に改め、同條第二項中「定める」を「規定する」に、「には、当該取得の日」を「には、同日」に改める。

附則第二十二條の七に次の一項を加える。

4 第二項（第四号及び第五号を除く。）に掲げる自動車のうち、自家用の乗用車及びキヤンピング車に対する第六十條の六第一項の規定の適用については、当該自家用の乗用車及びキヤンピング車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和四年度分の自動車税の種別割に限り、当該自家用の乗用車及びキヤンピング車が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和五年度分の自動車税の種別割に限り、第二項の表の上欄に掲げる同條の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第二十二條の七の二第四項及び第五項を削る。

（大分県税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

**第四條** 大分県税条例等の一部を改正する条例（平成二十八年大分県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二條のうち、大分県税条例第五十二條の改正規定中「第八十條第一号イ」を「第四百七十七條第一号イ」に、「第七十八條第一項」を「第四百七十五條第一項」に改め、同條例附則第二十二條の七第一項の改正規定中「有しないものをいう。以下この條」を「有しないものをいう。次項第一号」に、「規定するものをいう。以下この條」を「規定するものをいう。同項第二号」に、「第二條第十四項」を「第二條第十六項」に改め、「一般乗合用

大分県報号外（条例）

バス」に」の下に「平成三十一年度分」を「当該各号に定める年度以後の年度分」に」を加え、同項第一号の改正規定中「初回新規登録」に」の下に「「もの」を「もの初回新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度」に」を加え、同項第二号の改正規定中「初回新規登録」に」の下に「「もの」を「もの初回新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度」に」を加える。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定 公布の日

二 第二条中大分県条例第二十八条の三及び第二十八条の四の改正規定 令和二年一月一日

三 第三条中大分県条例第二十二條第一項第二号の改正規定 令和三年一月一日

四 第三条中大分県条例附則第二十二條の七に一項を加える改正規定並びに同条例附則第二十二條の七の二第四項及び第五項を削る改正規定 令和三年四月一日

五 第三条中大分県条例第四條の二第五項の改正規定、同条例第二十七條の二第一項の改正規定並びに同条例第三十一條第一項及び同項第五号の改正規定 令和六年一月一日

六 第三条中大分県条例第三十六條の十二の六の改正規定 農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第十二号) 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

(個人の県民税に関する経過措置)

2 前項第二号に掲げる規定による改正後の大分県条例(以下この項及び次項において「二年新条例」という。)第二十八條の三の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき地方税法等の一部を改正する法律(平成三十一年法律第二号)第二条の規定による改正後の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四十五條の二第一項に規定する給与について提出する二年新条例第二十八條の三に規定する申告書について適用する。

3 二年新条例第二十八條の四の規定は、附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律(平成三十一年法律第六号)第一条の規定による改正後の所得税法(昭和四十年法律第三十三号。以下この項において「新所得税法」という。)第二百三條の六第一項に規定する公的年金等(新所得税法第二百三條の七の規定の適用を受けるものを除く。)について提出する二年新条例第二十八條の四に規

定する申告書について適用する。

4 附則第一項第三号に掲げる規定による改正後の大分県条例第二十二條第一項第二号の規定は、令和三年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和二年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

5 附則第一項第五号に掲げる規定による改正後の大分県条例第二十七條の二第一項及び第三十一條第一項(第五号に係る部分に限る。)の規定は、令和六年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和五年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(法人の事業税に関する経過措置)

6 第二条の規定による改正後の大分県条例(附則第八項及び第九項において「元年十月新条例」という。)第三十五條の四及び附則第十九條の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

7 附則第一項第六号に掲げる規定による改正後の大分県条例第三十六條の十二の六第一項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後の同項に規定する土地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の同号に掲げる規定による改正前の大分県条例第三十六條の十二の六第一項に規定する土地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

8 別段の定めがあるものを除き、元年十月新条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割について適用する。

9 元年十月新条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、施行日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び令和二年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用する。

10 附則第一項第四号に掲げる規定による改正後の大分県条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、令和三年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和二年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。

大分県特別措置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年八月一日



大分県税特別措置条例の一部を改正する条例

大分県税特別措置条例（昭和三十八年大分県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条の三第一項、第二条の四第一項、第三条及び第三条の二第一項中「平成三十一年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第三条の四第一項中「平成三十一年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第二項第一号中「第四十二条の四第三項」を「第四十二条の四第四項」に改める。

第三条の五第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に、「第十條第八項第五号」を「第十條第七項第六号」に、「第四十二条の四第八項第六号」を「第四十二条の四第八項第七号」に、「第六十八條の九第八項第五号」を「第六十八條の九第八項第六号」に改め、同条第二項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改める。

附則第三項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

附則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の大分県税特別措置条例（以下「新条例」という。）第二条の三から第三条の二まで及び第三条の四の規定は、平成三十一年四月一日から適用する。

（経過措置）

2 新条例第二条の三から第三条の二まで及び第三条の四の規定の適用を受けることとなった者が、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前又は施行日から一月を経過する日までの間に提出すべき新条例第四条第一項に規定する申請書及び新条例第五条第二項に規定する徴収猶予申請書の提出期限は、新条例第四条第一項及び第五条第二項の規定にかかわらず、施行日から一月を経過した日とする。

大分県病院事業に係る料金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年八月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県病院事業に係る料金条例の一部を改正する条例

令和元年八月一日

大分県病院事業に係る料金条例（平成十八年大分県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表の非紹介患者加算料の項中「五、〇〇〇円」を「五、〇九〇円」に、「三、〇〇〇円」を「三、〇五〇円」に、「二、五〇〇円」を「二、五四〇円」に、「一、五〇〇円」を「一、五二〇円」に改め、同表の特別室料の項中「一六、二〇〇円」を「一六、五〇〇円」に、「七、五六〇円」を「七、七〇〇円」に、「五、四〇〇円」を「五、五〇〇円」に改め、同表のセカンドオペニオン料の項中「一〇、八〇〇円」を「一一、〇〇〇円」に、「五、四〇〇円」を「五、五〇〇円」に改め、同表の生命保険等に係る医師面談料の項中「五、四〇〇円」を「五、五〇〇円」に改め、同表の文書料の項中

一	通	一、〇八〇円
一	通	二、一六〇円
一	通	二、一六〇円
一	通	一、〇八〇円
一	通	二、一六〇円
一	通	四、三二〇円
一	通	四、三二〇円
一	通	四、三二〇円
一	通	五、四〇〇円
一	通	四、三二〇円
一	通	三、二四〇円
一	通	三、二四〇円
一	通	二、一六〇円
一	通	二、一六〇円
一	通	一、〇八〇円

を

一	通	一、一〇〇円
一	通	二、二〇〇円
一	通	二、二〇〇円
一	通	二、二〇〇円
一	通	四、四〇〇円
一	通	四、四〇〇円
一	通	四、四〇〇円
一	通	五、五〇〇円
一	通	四、四〇〇円
一	通	三、三〇〇円
一	通	三、三〇〇円
一	通	二、二〇〇円
一	通	二、二〇〇円
一	通	一、一〇〇円
一	通	二、二〇〇円

に改める。

附則

この条例は、令和元年十月一日から施行する。

大分県報号外（条例）

大分県工業用水道事業の給水に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和元年八月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県工業用水道事業の給水に関する条例の一部を改正する条例

大分県工業用水道事業の給水に関する条例（昭和三十六年大分県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第二十条第二項中「百分の百八」を「百分の百十」に改める。

附則

この条例は、令和元年十月一日から施行する。

大分県農業文化公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年八月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第十一号

大分県農業文化公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

大分県農業文化公園の設置及び管理に関する条例（平成十二年大分県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

別表中「一四、四〇〇円」を「一四、七〇〇円」に改める。

附則

この条例は、令和元年十月一日から施行する。

大分県中央飛行場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年八月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第十二号

大分県中央飛行場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

大分県中央飛行場の設置及び管理に関する条例（平成九年大分県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

別表の着陸料の項中「一、〇八〇円」を「一、一〇〇円」に、「一・〇八」を「一・一」に改め、「。この場合、一円未満の端数は、切り捨てる。」を削り、同表の停留料の項中「八七四円」を「八九〇円」に、「一、七四九円」を「一、七八一円」に、「一・〇八」を

「一・一」に改め、「。この場合、一円未満の端数は、切り捨てる。」を削り、同表の格納庫使用料の項中「一、七四九円」を「一、七八一円」に、「三、四九九円」を「三、五六三円」に、「一・〇八」を「一・一」に改め、「。この場合、一円未満の端数は、切り捨てる。」を削る。

附則

この条例は、令和元年十月一日から施行する。

大分県国立研究開発法人森林研究・整備機構事業特別徴収金徴収条例を廃止する条例をここに公布する。

令和元年八月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第十三号

大分県国立研究開発法人森林研究・整備機構事業特別徴収金徴収条例を廃止する条例

大分県国立研究開発法人森林研究・整備機構事業特別徴収金徴収条例（昭和五十五年大分県条例第七号）は、廃止する。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

大分県森林環境譲与税基金条例をここに公布する。

令和元年八月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第十四号

大分県森林環境譲与税基金条例

（設置）

第一条 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）第三十四条第二項の規定により森林の整備及びその促進に関する施策を実施する市町村の支援等に要する費用に充てるため、大分県森林環境譲与税基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。  
（基金の管理）

**第三条** 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

**第四条** 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

**第五条** 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

**第六条** 知事は、第一条の費用に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

**第七条** この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

大分県漁港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年八月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第十五号

大分県漁港管理条例の一部を改正する条例

大分県漁港管理条例(昭和三十三年大分県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「けい留して」を「係留して」に改める。

第七条の見出し及び同条中「けい留施設」を「係留施設」に改め、同条第一号中「けい留」を「係留」に、「けい留する」を「係留する」に改める。

第九条中「を除く。」を「を当該施設の利用を目的とする者(法第三条各号に区分された漁港施設の利用を目的とする者)を除く。」に改め、「輸送施設」の下に「及び漁港環境整備施設」を加える。

第十条第二項中「あたり」を「当たり」に、「附する」を「付する」に改め、同条第三項中「占用期間」を「規定による占用の期間」に改める。

第二十条を第二十三条とし、第十九条を第二十二条とし、第十八条を第二十一条とし、第十七条第一号中「第四条第二項」を「第四条第一項」に改め、同条第四号中「又は第十三条第一項」を「、第十一条第一項、第十二条、第十三条又は第十六条第一項」に改め、同条第五号中「第十四条」を「第十七条」に、「第十五条第一項」を「第十八条第一項」に改め、同条を第二十条とし、第十六条を第十九条とし、第十五条を第十八条とし、第十四条中「付した」を「付した」に改め、同条第一号中「第四条第二項」を「第四条第一項」に、「又は第十条第一項」を「、第十条第一項又は第十一条第一項」に改め、同条第二号中「第十条第一項」の下に「又は第十一条第一項」を加え、同条第三号中「第四条第二項」を「第四条第一項」に、「の規定による承認」を「の承認」に、「の規定による許可」を「若しくは第十一条第一項の許可」に改め、同条を第十七条とし、第十三条を第十六条とし、第十二条を第十五条とし、第十一条第一項中「第九条の」の下に「規定による」を加え、「前条第一項」を「第十条第一項若しくは第十一条第一項」に改め、同条を第十四条とし、第十条の次に次の三条を加える。

(使用の許可等)

第十一条 甲種漁港施設(法第三十九条第五項の規定により知事が指定する区域内に存する施設に限る。次条において同じ。)のうち知事が告示により指定する施設を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

2 知事は、前項の許可に当たり必要な条件を付することができる。

3 第一項の規定による使用の期間は、一年を超えない。ただし、特別の事情があると認められる場合は、この限りでない。

(漁船以外の船舶についての制限)

第十二条 漁船以外の船舶(規則で定めるものを除く。)を漁港の区域(法第三十九条第五項の規定により知事が指定する区域に限る。)内に係留し、又は甲種漁港施設に陸置きしようとする者は、前条第一項の規定により知事が指定する施設を使用しなければならない。

(権利の移転の制限)

第十三条 第十条第一項又は第十一条第一項の許可により生ずる権利は、他人に譲渡し、担保に供し、又は転貸することはできない。

別表第一中「第十一条」を「第十四条」に改め、同表の使用料の部の岸壁の項中「岸壁」の下に「(係留指定施設を除く。)」を加え、「一九八円」を「二〇二円」に、「二六四

円」を「二六九円」に、「一三三二円」を「一三五五円」に、「三三九六銭」を「四円三銭」に、「五円二八銭」を「五円三七銭」に、「二円六四銭」を「二円六九銭」に改め、同項の次に次のように加える。

係留指定施設	船長五メートル未満の船舶	一月一隻	一、七五〇円	1 公用船、漁船、救助船及び避難船については、免除する。 2 定期船については、上記使用料の額の半額とする。
	船長五メートル以上の船舶		二、六〇〇円	

別表第一の使用料の部の野積場 漁具干場 各種漁港施設の敷地の項中「四七〇円」を「四八〇円」に改め、同部の可動橋の項中「二円五九銭」を「二円六四銭」に改め、同部の旅客上屋の項を削り、同部の道路の項中「七三〇円」を「七四〇円」に改める。  
別表第二中「第十二条」を「第十五条」に改め、同表の土砂採取料の項中

一六九円
一三九円
一二九円
一一八円
一一八円
八〇円
一四四円
九四円
一六九円
五五円
六八円

を

一七二円
一四一元
一三一元
一一〇円
一一〇円
八二円
一四七円
九五円
一七二円
五六円
六九円

に改める。

八〇円
一三〇円
八二円
一三二円

別表第三中「第十二条」を「第十五条」に改める。

附則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第十四条第一号及び第三号の改正規定（「第四条第二項」を「第四条第一項」に改める部分に限る。）、第十七条第一号の改正規定並びに別表第一の改正規定（使用料の部の旅客上屋の項を削る部分に限る。） 公布の日
- 二 別表第一の改正規定（「第十一条」を「第十四条」に改める部分、同表の使用料の部の岸壁の項中「岸壁」の下に「（係留指定施設を除く。）」を加える部分、同項の次に一項を加える部分及び同部の旅客上屋の項を削る部分を除く。）及び別表第二の改正規定（「第十二条」を「第十五条」に改める部分を除く。） 令和元年十月一日

大分県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年八月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第十六号

大分県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

大分県道路占用料徴収条例（昭和五十一年大分県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「百分の百八」を「百分の百十」に改める。

附則

この条例は、令和元年十月一日から施行する。

大分県河川ブレイジャーボート等係留施設の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

令和元年八月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第十七号

大分県河川ブレイジャーボート等係留施設の設置及び管理に関する条例

(設置)

第一条 河川におけるプレジャーボート等の適正な係留場所の確保並びに県民の生活の安全の保持及び良好な生活環境の保全を図るため、大分県河川プレジャーボート等係留施設(以下「河川係留施設」という。)を設置する。

(定義)

第二条 この条例において「プレジャーボート等」とは、ヨット、モーターボートその他の船舶(人又は貨物を積載し、自航であるか又ははい航であるかを問わず、水面を移動するために用いられる物をいう。)をいう。

(名称及び位置)

第三条 河川係留施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
中江川プレジャーボート等係留施設	佐伯市中江町
中川プレジャーボート等係留施設	佐伯市駅前二丁目、日の出町及び葛港

(利用の許可)

第四条 河川係留施設を利用しようとするものは、知事の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も同様とする。

2 知事は、河川係留施設を利用しようとするものが次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、河川係留施設の利用を許可しないものとする。

- 一 秩序又は風俗を乱すおそれがあるとき。
  - 二 河川係留施設の施設を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
  - 三 前二号に掲げる場合のほか、利用させることが不適当と認められるとき。
- 3 知事は、第一項の許可に、河川係留施設の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(利用の許可の取消し等)

第五条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用の許可を取り消し、又は利用を制限することができる。

- 一 利用の許可を受けたもの(以下「利用者」という。)が、この条例若しくはこの条例に基づき規則又は前条第三項の条件に違反したとき。
  - 二 利用者が偽りその他不正な手段により前条第一項の許可を受けたとき。
  - 三 前二号に掲げる場合のほか、河川係留施設の管理上支障があると認めるとき。
- 2 知事は、前項の規定による許可の取消し等によって利用者が受けた損失については、補

償しない。

(目的外利用等の禁止)

第六条 利用者は、許可された目的以外の目的に利用し、又はその利用する権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(造作等の制限)

第七条 利用者は、河川係留施設の利用に当たり、特別の設備をし、又は造作を加えようとするときは、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。

(原状回復義務)

第八条 利用者は、利用を終了したときは、速やかに原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第九条 利用者は、河川係留施設の施設を損傷し、又は滅失した場合は、知事の認定に基づき、その損害を賠償しなければならない。

(使用料)

第十条 利用者は、大分県使用料及び手数料条例(昭和三十一年大分県条例第二十七号)の定めるところにより、使用料を納めなければならない。

(委任)

第十一条 この条例に定めるもののほか、河川係留施設の利用に必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第四条第一項及び第七条の許可に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(大分県使用料及び手数料条例の一部改正)

3 大分県使用料及び手数料条例の一部を次のように改正する。

設 料	中江川プレジャーボート等係留施設		「区画一」の係留場所の幅は四メートルとし、「区画二」
	河川係留施設使用料	区画一	
	区画二	一月	三、六〇〇円
	区画一	一月	三、〇〇〇円

中川プレジ ヤーボート 等係留施設	河川係留 施設使用 料	区画一	一月	三、〇〇〇円	の係留場所の幅 は五メートルと する。
		区画二	一月	三、六〇〇円	

河川の流水占用料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和元年八月一日

大分県条例第十八号

河川の流水占用料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例

河川の流水占用料等の徴収に関する条例（平成十二年大分県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の流水占用料の項中

二七、二〇〇円
二七、二〇〇円
二、〇五二、〇〇〇円
八八九、〇〇〇円

を

二七、八〇〇円
二七、八〇〇円
二、〇九〇、〇〇〇円
九〇六、〇〇〇円

に、

「108」を「110」に改め  
「100」を「100」

別表第二の河川産出物採取料の項中

一六九円
一三九円
一一九円
一一八円
八〇円
一四四円

一七二円
一四二円
一一二円
一一〇円
八二円
一四七円

大分県知事 広 瀬 勝 貞

に改める。

九四円
一六九円
五五円
六八円
八〇円
一三〇円
三八円
四九円
六八円

を

九五円
一七二円
五六円
六九円
八二円
一三二円
三九円
五〇円
六九円

附則

この条例は、令和元年十月一日から施行する。

海岸の占用料等及び海底の土地の使用料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年八月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第十九号

海岸の占用料等及び海底の土地の使用料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例

海岸の占用料等及び海底の土地の使用料等の徴収に関する条例（平成十二年大分県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

別表第二の土石採取料及び採取料の項中

一六九円
一三九円
一一九円
一一八円
一一八円
一一八円

一七二円
一四二円
一一二円
一一〇円
一一〇円
一一〇円

八〇円	一四四円	九四円	一六九円	五五円	六八円	八〇円	一三〇円
八二円	一四七円	九五円	一七二円	五六円	六九円	八二円	一三三円

を  
に改める。

附 則

この条例は、令和元年十月一日から施行する。

大分県港湾施設管理条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年八月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第二十号

大分県港湾施設管理条例等の一部を改正する条例

(大分県港湾施設管理条例の一部改正)

第一条 大分県港湾施設管理条例(昭和五十一年大分県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一の使用料の部の岸壁棧橋物揚場(小型船用物揚場を除く。)の項中「小型船用物揚場」を「小型船舶用物揚場」に、「一九八円」を「二〇二円」に、「二六四円」を「二六九円」に、「一三三円」を「一三五円」に、「三円九六銭」を「四円三銭」に、「五円二八銭」を「五円三七銭」に、「二円六四銭」を「二円六九銭」に、「六九〇円」を「七〇〇円」に、「九二〇円」を「九三〇円」に、「四六〇円」を「四七〇円」に、「六九円」を「七〇円」に、「九一元」を「九三元」に、「四六円」を「四七円」に改め、同項の次に次のように加える。

小型船舶用泊地	船長五メートル未満の船舶	一月 一隻	一、七五〇円	1 「小型船舶用泊地」とは、小型船舶
---------	--------------	----------	--------	--------------------

船長五メートル以上の船舶

二、六〇〇円

(総トン数二〇トン未満の船舶をいう。以下同じ。)を停泊させるための港湾施設をいう。

2 公用船舶、総トン数一〇トン未満の船舶(漁船にあつては、総トン数二〇トン未満で当該港を基地とするもの)、避難船及び救助船については、免除する。ただし、次項の規定により加算する額があるときは、当該加算する額に限り、徴収する。

3 小型船舶用泊地の使用者がその所有する浮棧橋等を併せて使用するときの使用料の額は、小型船舶の横幅に浮棧橋等の横幅を加えた長さが五メートルを超える一メートルま

でごとに、上記使用料の額の二割を使用料の額に加算した額とする。

別表第一の使用料の部の係船浮標の項中「五、三〇〇円」を「五、三五〇円」に、「七、六五〇円」を「七、七五〇円」に、「一〇、九〇〇円」を「一一、一〇〇円」に、「一六、四〇〇円」を「一六、七〇〇円」に、「二二、九〇〇円」を「二三、三〇〇円」に改め、同部の可動橋の項中「二円五九銭」を「二円六四銭」に改め、同部の上屋の項中

一五円三〇銭
二三元五〇銭
三〇円五〇銭
三六円四〇銭
四八円一〇銭
五八円七〇銭

を

一五円六〇銭
二三元九〇銭
三十一円一〇銭
三七円一〇銭
四九円
五九円八〇銭

に改め、同項の備考の欄中

「三六円四〇銭」を「三七円一〇銭」に改め、同部の旅客上屋の項中

三九円九〇銭
四九円九〇銭
四九円九〇銭
三三四四〇銭
三六円七〇銭
三四円

を

四〇円六〇銭
五〇円八〇銭
五〇円八〇銭
三四円
三七円四〇銭
三四円七〇銭

に改め、同項の備考の欄中

「一八円三〇銭」を「一八円六〇銭」に、「二七三元」を「二七八円」に、「七円一八銭」を「七円三二銭」に、「一円五三銭」を「一円五六銭」に改め、同部の倉庫の項中「二一円七〇銭」を「二一円九〇銭」に、「五円二二銭」を「五円二二銭」に改め、同部

の野積場の項中

二元
二元四七銭
三元五銭
一元六五銭
二元二二銭
二元八一銭
一元二九銭
一元八七銭
二元四七銭

を

二元三三銭
二元五一銭
三元一一銭
一元六八銭
二元二六銭
二元八六銭
一元三二銭
一元九一銭
二元五一銭

に改め、同項の備考の欄中

「一元六五銭」を「一元六八銭」に改め、同部の荷さばき地の項中「三元二八銭」を「三元三四銭」に、「五円一六銭」を「五円二六銭」に改め、同部の駐車場の項中「二、〇五〇円」を「二、一〇〇円」に改め、同部のコンテナクレーンの項中「六四、八〇〇円」を「六六、〇〇〇円」に改め、同部のくん蒸庫の項中「八四〇円」を「八六〇円」に改め、同部のトラックスケールの項中「三七〇円」を「三八〇円」に改め、同部の備考中3を4とし、2を3とし、1を2とし、その前に次のように加える。

1 一月の単位で示したものについて、使用の期間が一月未満のものは、一月として算定する。

別表第二の使用料（ヨット及びモーターボートに関するもの）の部の大分港坂の市（細）地区の項中「小型船舶物揚場」を「小型船舶物揚場」に、

八五〇円
四、二五〇円
七、六五〇円
八、五〇〇円
一、二五〇円

八七〇円
四、三〇〇円
七、八〇〇円
八、六五〇円
一、三〇〇円



八五〇円	四、二五〇円	七、六〇〇円	八、四五〇円	一、二五〇円	六、三五〇円	一、四〇〇円	一、七〇〇円	五五〇円	二、八〇〇円	五、〇〇〇円	
六、三五〇円	一、五〇〇円	一、七〇〇円	一、一五〇円	五、八五〇円	一〇、六〇〇円	一、七〇〇円	一、七五〇円	八、八〇〇円	一五、八〇〇円	一七、六〇〇円	六、一五〇円

を

八七〇円	四、三〇〇円	七、七五〇円	八、六五〇円	一、三〇〇円	六、五〇〇円	一、七〇〇円	一、九〇〇円	五六〇円	二、八五〇円	五、一〇〇円
六、五〇〇円	一、七〇〇円	一三、〇〇〇円	一、二〇〇円	六、〇〇〇円	一〇、八〇〇円	一二、〇〇〇円	一、八〇〇円	一六、一〇〇円	一七、九〇〇円	六、三〇〇円

に改め、同部中

令和元年八月一日

五、五五〇円	八四〇円	四、二〇〇円	七、五〇〇円	八、三五〇円	二、一五〇円	二、四五〇円	二、七五〇円	三、一〇〇円	三、四〇〇円	三、七〇〇円	四、一〇〇円	四、五〇〇円	四、九五〇円	五、三五〇円	一六、六〇〇円	一九、一〇〇円	二一、五〇〇円	二四、〇〇〇円	二六、五〇〇円	二八、九〇〇円	三二、〇〇〇円	三五、一〇〇円	三八、二〇〇円
--------	------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

を

五、六五〇円	八六〇円	四、二五〇円	七、六五〇円	八、五〇〇円	二、二〇〇円	二、五〇〇円	二、八〇〇円	三、一五〇円	三、四五〇円	三、七五〇円	四、二〇〇円	四、六〇〇円	五、〇〇〇円	五、四五〇円	一六、九〇〇円	一九、四〇〇円	二一、九〇〇円	二四、五〇〇円	二七、〇〇〇円	二九、五〇〇円	三二、六〇〇円	三五、八〇〇円	三八、九〇〇円
--------	------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

に

大分県報号外(条例)

二、〇五〇円	一、八五〇円	三二、九〇〇円	二九、五〇〇円	二七、一〇〇円	二四、八〇〇円	二二、四〇〇円	二〇、五〇〇円	一八、六〇〇円	一六、七〇〇円	一四、八〇〇円	一二、九〇〇円	四、八〇〇円	四、四〇〇円	四、〇五〇円	三、七〇〇円	三、三五〇円	三、一〇〇円	二、八〇〇円	二、五五〇円	二、三〇〇円	二、〇五〇円	四一、三〇〇円
--------	--------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	---------

二、一〇〇円	一、九〇〇円	三二、五〇〇円	三〇、一〇〇円	二七、六〇〇円	二五、二〇〇円	二二、八〇〇円	二〇、九〇〇円	一九、〇〇〇円	一七、〇〇〇円	一五、一〇〇円	一三、一〇〇円	四、八五〇円	四、五〇〇円	四、一五〇円	三、七五〇円	三、四〇〇円	三、一五〇円	二、九〇〇円	二、六〇〇円	二、三五〇円	二、一〇〇円	四二、一〇〇円
--------	--------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	---------

二、五五〇円	二、三〇〇円	一、二五〇円
--------	--------	--------

を

一月一隻 一、七〇〇円

を

一月一隻 一、七五〇円

に、

八六〇円	一六〇円	三、四〇〇円	三、〇五〇円	一、七〇〇円	三五〇円	二、二五〇円	二、〇五〇円
------	------	--------	--------	--------	------	--------	--------

を

八八〇円	一七〇円	三、四五〇円	三、一五〇円	一、七五〇円	三六〇円	二、三〇〇円	二、一〇〇円
------	------	--------	--------	--------	------	--------	--------

に、

の項中

三六〇円	三、七〇〇円	三、四五〇円	三、二〇〇円	二、九五〇円	二、六五〇円	二、四五〇円	二、二五〇円
------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

を

三七〇円	三、七五〇円	三、五〇〇円	三、二五〇円	三、〇〇〇円	二、七〇〇円	二、五〇〇円	二、三〇〇円
------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

に改め、同部に次のように加

に改め、同部のその他の地区

える。

全地区	小型船舶用泊地	船長五メートル未満の船舶	船長五メートル以上の船舶	一月一隻	一、七五〇円 二、六〇〇円	1 「小型船舶用泊地」とは、小型船舶を停泊させるための港湾施設をいう。 2 小型船舶用泊地の使用者がその所有する浮桟橋等を併せて使用するときの使用料の額は、小型船舶の横幅に浮桟橋等の横幅を加えた長さが五メートルを超えるメートルまでごとに、上記使用料の額の二割を使用料の額に加算した額とする。
-----	---------	--------------	--------------	------	------------------	--

別表第三中「五、一五〇円以上八、二〇〇円以下」を「五、二五〇円以上八、三五〇円以下」に改める。

(大分県港湾施設管理条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 大分県港湾施設管理条例の一部を改正する条例(平成九年大分県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成三十一年九月三十日」を「令和四年三月三十一日」に、「六四、八〇〇円」を「六六、〇〇〇円」に、「二六、五〇〇円」を「二七、〇〇〇円」に改める。

令和元年八月一日

附則

この条例は、令和元年十月一日から施行する。ただし、第一条の規定(別表第一の使用料の部の岸壁桟橋物揚場(小型船舶用物揚場を除く。)の項の改正規定(「小型船舶用物揚場」を「小型船舶用物揚場」に改める部分に限る。)、同項の次に一項を加える改正規定、別表第二の使用料(ヨット及びモーターボートに関するもの)の部の大分港坂の市(細)地区の項の改正規定(「小型船舶用物揚場」を「小型船舶用物揚場」に改める部分に限る。)及び同部に一項を加える改正規定に限る。)は、令和二年四月一日から施行する。

大分県入港料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年八月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第二十一号

大分県入港料条例の一部を改正する条例

大分県入港料条例(昭和五十二年大分県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「二十銭」を「二十五銭」に改め、同条第三項中「一円八銭」を「一円十銭」に改める。

附則

この条例は、令和元年十月一日から施行する。

港湾区域等における占用料及び土砂採取料の徴収に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年八月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第二十二号

港湾区域等における占用料及び土砂採取料の徴収に関する条例の一部を改正する条例

港湾区域等における占用料及び土砂採取料の徴収に関する条例(平成十二年大分県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

別表第二の土砂採取料の項中

一六九円

一七二円

大分県報号外(条例)

一三九円
一二九円
一一八円
一一八円
八〇円
一四四円
九四円
一六九円
五五円
六八円
八〇円
一三〇円

一四一円
一三一円
一二〇円
一二〇円
八二円
一四七円
九五円
一七二円
五六円
六九円
八二円
一三二円

を

に改める。

附則

この条例は、令和元年十月一日から施行する。

大分県砂防設備使用料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年八月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第二十三号

大分県砂防設備使用料等徴収条例の一部を改正する条例

大分県砂防設備使用料等徴収条例（平成十二年大分県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表の採取料の項中

三七円	三八円
五〇円	三九円

に改める。

六六円

六九円

附則

この条例は、令和元年十月一日から施行する。

大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年八月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第二十四号

大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例

大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例（昭和五十一年大分県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「三、五二八人」を「三、五一二人」に改め、同項第二号中「七、〇八七人」を「七、〇五六人」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の規定は、平成三十一年四月一日から適用する。